

一見すると事案ごとの判断に見える裁判例のなかに、  
事実認定についての共通の判断基準を見出す！

事実認定  
体系

内容見本（縮小）  
事実認定体系＜債権総論編＞1より

第424条  
第3款 詐害行為取消権  
第1目 詐害行為取消権の要件

（詐害行為取消請求）

第424条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消を裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この款において「受益者」という。）がその行為の時に、債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としないうる行為については、適用しない。

3 債権者は、その債権が第1項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。

4 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。

改正の趣旨  
1 詐害行為取消権に関する平成29年改正  
詐害行為取消権に関する平成29年改正

1 条文ごとに意義・法律要件・法律効果をコンパクトに収録！

第424条  
事実認定の対象等

意義  
本条は、詐害行為取消権の目録規定であり、詐害行為取消権の一般的な成立要件を定める（能見＝加藤編・論点民法4 I（高須順一）146頁）。

法律要件及び法律効果等  
1 債権者 X が債務者 A と受益者 Y との間の詐害行為の取消を求める場合の法律要件  
受益者 Y に対する詐害行為取消権行使の一般的な要件は、基本的に、平成29年改正の前後で変更はない（能見＝加藤編・論点民法4 I（高須順一）147頁参照）。受益者 Y に対する詐害行為取消請求の一般的な要件としては、  
①債権者の被保全債権の詐害の意思、②受益者の論 I 742頁、中田・債権ある債権者 X が主張立証すべき請求原因事実が上記①②となり、上記④

①債務者が当該行為によって無資力（債務を完済することができない状態）となったかどうか、②詐害行為（取消の対象となる行為）時までに被保全債権が発生し又は取得されていたかどうか（詐害行為と被保全債権の発生・取得との先後関係）の2つのパターンが多いので、各パターンごとに裁判例を検討する。次いで、上記②・③の債務者の悪意及び受益者の善意が問題となった裁判例を見ることが出来る。

なお、詐害行為取消権の成否に関する「事実認定における問題点」では、直接には破産法上の否認権の成否に関する裁判例であっても、詐害行為取消権の成否を検討するのにも参考になる。問題点ごとに関連する裁判例の要旨とポイントを整理・分析！

事実認定についての裁判例と解説  
1 債務者が当該行為によって無資力（債務を完済することができない状態）となったかどうか  
債務者が当該行為によって無資力となったかどうかは問題となった近時の事例としては、次のものがある。

裁判例  
● 東京高判平成元年11月29日金融法務1251号27頁 [27809367]  
Y が借地権を有する土地上に A が持分10分の7、Y が持分10分の3の共有建物を建築し、当該建物に被担保債権の合計1億8,015万円の抵当権（根抵当権を含む）を設定され、A の持分無効は8,960万円を上回る可能性がある。

第424条  
債権者の共同担保に充てられるべき剰余価値はないとして、A から Y への A の持分無効行為は詐害行為に相当し、Y は取消権を行使し得る。

● 東京高判平成11年10月21日金融商事1082号28頁 [28050163]  
根抵当権設定登記を受けていた Y<sub>1</sub> 所有の旧建物が Y<sub>1</sub> が建替後の新築物を妻 Y<sub>2</sub> に贈与するとともに地上権を設定した。Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> の関係の下、根抵当権者である X 信託金庫が詐害行為取消請求等を行った事案において、Y<sub>1</sub> が Y<sub>2</sub> にした新築物の詐害行為は、X に対する詐害行為として取消の対象となる。X に対する詐害行為は、X に対する詐害行為として取消の対象となる。X に対する詐害行為は、X に対する詐害行為として取消の対象となる。

● 札幌高判平成11年10月21日金融商事1082号28頁 [28050163]  
根抵当権設定登記を受けていた Y<sub>1</sub> 所有の旧建物が Y<sub>1</sub> が建替後の新築物を妻 Y<sub>2</sub> に贈与するとともに地上権を設定した。Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> の関係の下、根抵当権者である X 信託金庫が詐害行為取消請求等を行った事案において、Y<sub>1</sub> が Y<sub>2</sub> にした新築物の詐害行為は、X に対する詐害行為として取消の対象となる。X に対する詐害行為は、X に対する詐害行為として取消の対象となる。X に対する詐害行為は、X に対する詐害行為として取消の対象となる。

2 法律要件を踏まえて、事実認定の視点から問題点を挙げる！

3 判例には [判例ID] を記載。  
『D1-Law.com 判例体系』から全文・解説等へすばやくアクセスできる！  
※別途、ご契約が必要です。

# 事実認定体系

シリーズ 全6編 全11巻

民法の条文ごとに事実認定のポイント・判断基準がわかる!!

【編著】村田 渉（中央大学大学院法務研究科教授・弁護士）

D1-Law.com 判例体系

フリーワード AND 事項 AND

裁判年月日 和暦 西暦 令和 年 月 日 から 年 月 日 まで 日付指定

裁判所 事件番号 令和 年 ( ) 号

出典

参照法令

判例ID 28050163

判例ID 28050163

民事訴訟法 第424条

詐害行為取消権の要件

債権者が当該行為によって無資力（債務を完済することができない状態）となったかどうか、詐害行為（取消の対象となる行為）時までに被保全債権が発生し又は取得されていたかどうか（詐害行為と被保全債権の発生・取得との先後関係）の2つのパターンが多いので、各パターンごとに裁判例を検討する。次いで、上記②・③の債務者の悪意及び受益者の善意が問題となった裁判例を見ることが出来る。

事実認定体系 1巻～9巻の2 村田 渉

民法総則編 1

事実認定体系 2巻 村田 渉

物権編

事実認定体系 3巻 村田 渉

担保物権編

事実認定体系 4巻 399条～426条 村田 渉

債権総論編 1

事実認定体系 5巻 村田 渉

契約総論編

事実認定体系 6巻 村田 渉

新訂 契約各論編 1

商品の詳細・お申し込みは

TEL.0120-203-694 FAX.0120-302-640

第一法規ストア 検索 CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。  
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9：00～17：30とさせていただきます。  
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

DAI-ICHI HOKI 第一法規 株式会社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担当

事実認定体系 2023.6 AZIP

DAI-ICHI HOKI 第一法規

条文の意義・法律要件・法律効果を裁判官の視点から提示！

裁判官による **事実認定の考え方**をおさえ、  
依頼者への適切な **アドバイス**を実現する！

法律要件を見極める × 事実認定の着眼点をおさえる

裁判だけでなく、法律相談にこそ使える一冊！

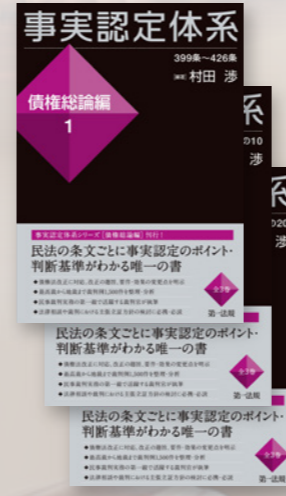


## 事実認定体系 **民法総則編** [全2巻／2017年11月]

[目次]

### 第1編 総則

- |            |   |            |  |
|------------|---|------------|--|
| <b>第1巻</b> | 第1章 通 則【第1条・第2条】                            | <b>第2巻</b> | 第5章 法律行為【代理：第99条～第118条・<br>無効及び取消し：第119条～第126条・<br>条件及び期限：第127条～第137条】 |
|            | 第2章 人【第3条～第32条の2】                           |            | 第6章 期間の計算【第138条～第143条】   |
|            | 第3章 法人【第33条～第84条】                           |            | 第7章 時 効【第144条～第174条】   |
|            | 第4章 物【第85条～第89条】                            |            | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）  |
|            | 第5章 法律行為【総則：第90条～第92条・<br>意思表示：第93条～第98条の2】 |            |  |
- 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）



## 事実認定体系 **債権総論編** [全3巻／2023年6月]

[目次]

### 第3編 債権

- |            |                                      |            |                            |
|------------|--------------------------------------|------------|----------------------------|
| <b>第1巻</b> | 第1章 総則                               | <b>第3巻</b> | 第4節 債権の譲渡【第466条～第469条】     |
|            | 第1節 債権の目的【第399条～第411条】               |            | 第5節 債務の引受け【第470条～第472条の4】  |
|            | 第2節 債権の効力【第412条～第426条】               |            | 第6節 債権の消滅【第473条～第520条】     |
| <b>第2巻</b> | 第3節 多数当事者の債権及び債務<br>【第427条～第465条の10】 | <b>第3巻</b> | 第7節 有価証券【第520条の2～第520条の20】 |
|            | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）                  |            | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）        |

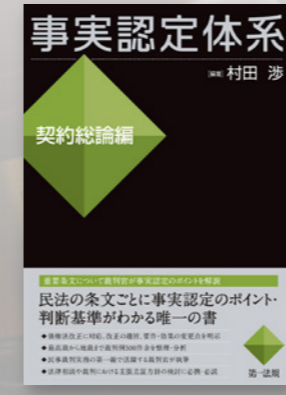


## 事実認定体系 **物権編** [全1巻／2017年9月]

[目次]

### 第2編 物権

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 第1章 総 則【第175条～第179条】 | 第4章 地上権【第265条～第269条の2】 |
| 第2章 占有権【第180条～第205条】 | 第5章 永小作権【第270条～第279条】  |
| 第3章 所有権【第206条～第264条】 | 第6章 地 役 権【第280条～第294条】 |
- 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）



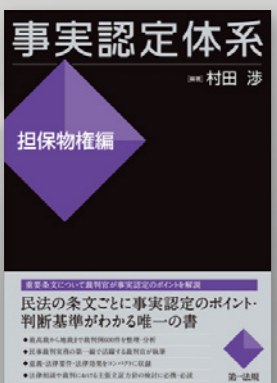
## 事実認定体系 **契約総論編** [全1巻／2019年12月]

[目次]

### 第3編 債権

#### 第2章 契約

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 第1節 総則                 | 第4款 契約の解除【第540条～第548条】    |
| 第1款 契約の成立【第521条～第532条】 | 第5款 定型約款【第548条の2～第548条の4】 |
| 第2款 契約の効力【第533条～第539条】 | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）       |
| 第3款 契約上の地位の移転【第539条の2】 |                           |

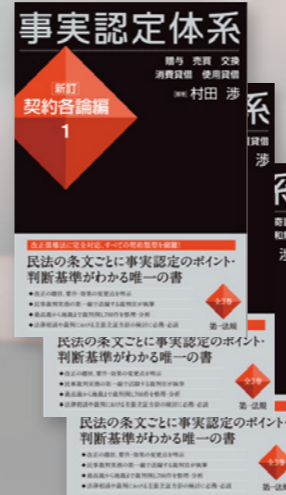


## 事実認定体系 **担保物権編** [全1巻／2021年6月]

[目次]

### 第2編 物権

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 第7章 留置権【第295条～第302条】     | 譲渡担保                |
| 第8章 先取特権【第303条～第341条】    | 所有権留保               |
| 第9章 質 権【第342条～第368条】     | 代理受領                |
| 第10章 抵当権【第369条～第398条の22】 | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別） |



## 事実認定体系 **契約各論編** [全3巻／2018年12月]

[目次]

### 第2章 契約

- |            |                          |            |                         |
|------------|--------------------------|------------|-------------------------|
| <b>第1巻</b> | 第2節 贈 与【第549条～第554条】     | <b>第3巻</b> | 第8節 雇 用【第623条～第631条】    |
|            | 第3節 売 買【第555条～第585条】     |            | 第9節 請 負【第632条～第642条】    |
|            | 第4節 交 換【第586条】           |            | 第10節 委 任【第643条～第656条】   |
|            | 第5節 消費貸借【第587条～第592条】    |            | 第11節 寄 託【第657条～第666条】   |
|            | 第6節 使用貸借【第593条～第600条】    |            | 第12節 組 合【第667条～第688条】   |
|            | 第7節 貸 貸 借【第601条～第622条の2】 |            | 第13節 終身定期金【第689条～第694条】 |
| <b>第2巻</b> | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）      | <b>第3巻</b> | 第14節 和 解【第695条・第696条】   |
|            | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）      |            | 事項索引／判例索引（年月日順・審級別）     |